

はしがき

本書は、法学部で専門科目として民法を学習する学生を対象に企画されたユーリカ民法シリーズの第5巻である。民法は、第1編「総則」、第2編「物権」、第3編「債権」、第4編「親族」および第5編「相続」の5編で構成されており、一般に、第1編から第3編を財産法、第4編および第5編を家族法と呼んでいる。本書は、このうちの第4編「親族」および第5編「相続」を対象とするものである。

この家族法の部分は、第二次世界大戦後に全部改正され、その時に口語化された。その後は部分的な改正が何度か行われたが、最近のものとしては、平成16(2004)年12月1日法律第147号による、財産法の口語化の際に、親族・相続法の部分の条文に「見出し」が付された。平成23(2011)年6月3日法律第61号による、離婚後の子の監護に関する事項の定め(766条1項～4項関係)の改正、平成25(2013)年12月11日法律第94号による、嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分と同等とする(900条関係)改正、平成28(2016)年4月13日法律第27号(成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律)による、860条の2(成年後見人による郵便物等の管理)および860条の3(同)ならびに873条の2(成年被後見人の死亡後の成年後見人の権限)を加える改正、平成28(2016)年6月7日法律第71号による、女は、前婚の解消または取消しの日から起算して100日を経過した後でなければ、再婚をすることができないものとする等(733条1項関係)の改正、平成30(2018)年6月20日法律第59号による、年齢18歳成人制の改正(4条関係)に伴う、婚姻適齢(737条)および婚姻による成年擬制(753条)等の改正および直近のものとして平成30(2018)年7月13日法律第72号による相続法の改正がある。本書で条数のみ表示する場合は平成30年改正後の条数とする。

これらの改正は、少子高齢社会の進展や家族の多様化といった家族の変化に対応するとともに、これまでの裁判例やそれを踏まえた戸籍実務等の対応を踏まえたものである。具体的な施行時期等については注意が必要なので、改正について説明するそれぞれの該当箇所を確認をすること。

民法の学習は、体系的に編成された法典という性格上、民法全体の理解の上に立った当該法律関係の位置づけをすることが必要とされるので、皆さんにはそれを意識して、本書の活用をしていただきたい。本書は大きく親族法と相続法の部分で構成されており、親族法は、親族、夫婦、親子、親権、後見および扶養、相続法は、法定相続、遺言および遺留分をその内容としている。これらの領域を研究対象とする先生方の協力を得て、本書を刊行することとなった。家族法を学ぶ皆さんの学習の助けとなることを執筆者一同心から願っている。

平成31（2019）年4月

執筆者一同を代表して

小川 富之